

和解合意書

甲と乙とは、次の通り、円満に和解合意した。

第1条（事故の特定、以下「本件交通事故」という）

- 日時 平成〇年〇月〇日〇時〇分ころ
- 場所 大分県大分市〇町〇〇
- 事故の当事者及び運転車両
甲（被害者）：自転車
乙（加害者）：自家用自動車（大分〇〇あ〇〇〇〇号）
- 事故の状況
乙が運転車両を運転していたところ自転車で道路を横断中の甲を跳ねた。

第2条（謝罪及び損害賠償の合意、支払方法）

乙は、自らの不注意により、甲を受傷させ、甲に多大な物理的・精神的損害を生じさせたことを深く反省し、甲に対して謝罪する。甲は、乙の心情を汲み取り全て許す。
乙は、甲に生じた損害を、次の通り、甲に対して賠償する。

- 治療費、交通費など 〇〇円
- 休業損害 〇〇円
- 後遺症による逸失利益 〇〇円
(甲乙は症状固定を相互に確認した)
- 慰謝料 〇〇円
- 物損 〇〇円
- 合計 〇〇〇円

乙は、本日、上記金員を甲に交付し、甲はこれを受領した。

第3条（警察及び検察庁への届出）

本和解書のとおり甲乙が円満に和解したので、その旨、乙は、所轄警察及び検察庁に報告し本和解書の写しを提出することができる。

甲は、本件交通事故に関する被害届け及び刑事告訴を一切取り下げる。

第4条（清算条項）

甲乙間には、本合意書に定めるほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認した。

以上の通り合意が成立したので、本合意書2通を作成し、甲乙各1通を所持することとした。

平成〇年〇月〇日

甲：住所 大分県大分市大在〇〇番地〇

氏名 大分 太郎 印

乙：住所 大分県由布市庄内町柿原〇〇番地

氏名 由布 花子 印

- 注
- 交通事故の場合の和解合意書です。示談書という表示でも同じです。
 - 本和解合意書は、加害者が刑事事件（業務上過失致傷罪等）の被疑者あるいは被告人となっている場合の例ですので、被害届出や告訴の取り下げについても触れています。
 - 被害届出の取下ができるかはそのような扱いをしていない警察が多いと思われませんが、加害者、被疑者にとっては有利な文言です。
 - 被害者が、示談とは別に刑事処分を望む場合もあるでしょうから、その場合は円満に解決とか被害届出を取り消す、すべて許す、という文言は記載することはできません。そのような文言を入れたければ、慰謝料等の金額を上乗せするなどの交渉をして被害者に納得してもらうことが必要になります。
 - 後遺症についてはできれば、後遺症の程度を記載するのが良いでしょう。後日、どのような後遺症だったのか紛争になることも考えられます。
また、和解の時点で予想されなかった後遺症が後日発生した場合、事故と因果関係があれば、第4条の清算条項の記載があっても被害者は請求できることになっています。